

佐賀県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 廃止年月日 平成二十一年十二月三十一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 白石町地域包括支援センター
所在地 杵島郡白石町大字福田一二四七番地一
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 白石町地域包括支援センター
所在地 杵島郡白石町大字坂田二五三番地一
サービスの種類 介護予防支援事業